

公益財団法人大阪国際交流センター

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

本市に居住する外国人住民を、公的支援の受け手という視点に加えて、主体的に大阪をともににつくる担い手と位置づけ、外国人住民のもたらす多様性を活かし、活力あふれる魅力あるまちづくりをめざすというビジョンのもと、外国人住民が、地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組を進めていくこと。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、平成2年1月に当時の自治省から本市における地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織として「地域国際化協会」の認定を受けるとともに、外国人住民と市民がともに地域社会の一員として暮らし、社会参加を通じて活力を生み出す多文化共生社会の実現に向けたまちづくりへの取組を進める「外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業」や国籍や民族の異なる人々が世界的視野を持ちながら互いの文化を認め、ともに地域社会の一員として共生していくため、国際交流・協力の理解促進と市民レベルでの相互交流や文化理解の促進に向けた取組を進める「国際交流・協力の促進に資する事業」を主たる事業としており、本市における唯一の「地域国際化協会」として、長年にわたって、多文化共生社会の実現に向けた総合的な取組を継続して実施している法人であって、当該法人以外に本市における多文化共生社会の実現に向けた総合的な取組を行っている団体は見いだすことができないため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程（以下「指定基準規程」という。）第3条第1項第1号ア(ア)に該当）

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

ア 日本人住民と外国人住民が、言語の違いに加え異なる文化や生活習慣等を理解し、共に地域の担い手として認め合い連携していくための次のような取組を本市からの交付金事業や委託事業とは別に自ら主体的に進めていくこと。

- ・ 本市に居住する外国人住民が地域社会の一員として安全・安心で快適に暮らしていく上での様々な課題やニーズをくみ取り、国や本市等の施策や制度を活用しながらこれらの課題やニーズに対応する支援等を行う取組
- ・ 地域社会において国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め共に地域社会の一員として共生していくための交流や相互理解の促進の取組
- ・ 上記の取組を地域社会自らが主体的に進めていくためのボランティアや担い手の育成

イ アの取組及び本市からの交付金事業や委託事業を将来にわたって継続していくことができるよう、この間蓄積された専門性やノウハウを着実に継承するとともに、法人自身の職員の知識やスキルの向上を図ること。

- 4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人は、これまでは本市からの交付金事業や委託事業を実施することに事業運営の重点を置いてきており、3のアに記載しているような主体的な取組は十分に実施されているとはいえない。

その一方で、当該法人は本市以外の者からの委託を受けて本市以外の住民を対象とする事業も実施しているが、これは、3のアに記載しているような主体的な取組を実施するよりも交付金事業や委託事業を実施する方が採算ベースに乗せることが容易であることから、経営判断として交付金事業や委託事業を優先して実施するという方針をとっているものと考えられる。

こうした中で、当該法人が、本市の区域を活動対象とする「地域国際化協会」として、3のアに記載するような主体的な取組を実施するようにしていくためには、当該法人に、本市からの交付金事業や委託事業とは別に、本市における多文化共生社会の実現に向けた主体的な取組を本市以外の者からの委託事業に優先して実施するよう事業経営の方向性を転換させていく必要があり、そのためには、本市が積極的に当該法人の経営に参画して指導及び調整し、その事業活動の方針等をコントロールしていく必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。